

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
〔令和3年3月17日開催 全国地方銀行協会／
令和3年3月18日開催 第二地方銀行協会〕

1. 年度末に向けた資金繰り支援等について

- 今月8日、年度末に向けた資金繰り支援徹底のため、「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、麻生金融担当大臣から官民の金融機関団体等の代表に対して、
 - ・ 貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは当然のことながら、そういった誤解を招くこともないよう、事業者の立場に立って、最大限柔軟な対応を行っていただくこと
 - ・ 「実質無利子・無担保融資」について、事業者のニーズを十分に踏まえ、据置期間・返済期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行っていただくことなどをお願いさせていただいた。この場でも改めてお願い申し上げたい。
- 特に、「実質無利子・無担保融資」については、年度末が申込期限、5月末が融資実行期限となっている。今後の感染影響等の予測は必ずしも容易でないが、改めて事業者の先々の状況と、これを踏まえた資金ニーズを十分に想定・確認し、新規融資や借換え等が必要であれば、迅速な対応をお願いしたい。
- また、コロナ禍の影響が2事業年度目を迎える中で、例えば、「2期連続赤字」といった財務制限条項（コベナンツ）に抵触することも考えられるが、こうした場合であっても、これを機械的・形式的に取り扱うことなく、コベナンツの変更・猶予に関する事業者からの相談には迅速かつ真摯に対応していただくよう、お願いしたい。
- 4月1日からは、金融機関が、事業者の経営改善等をサポート・継続してフォローアップしていただくことを前提に、保証料率の補助等を行う新たな「伴走支援型特別保証制度」が開始される。

- 同制度については、これまでも都度説明会等を実施させていただいたが、改めて、4月1日から円滑に対応出来るよう、営業現場も含め制度内容を浸透させ、それぞれの事業者との間で、経営改善等をどの様に進めるか、金融機関としてはどのような改善等をサポート出来るかなど、申請に当たって必要な事業者との相談等を円滑・丁寧に進めていただきたい。
- また、申請手続き等については、「実質無利子・無担保融資」での「金融機関ワンストップ」の態勢を維持し、また、ウェブ申請等が実施されている場合にはぜひ活用していただきたい。経営者保証についても、直近の決算が資産超過であり、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている場合には、経営者保証の免除が可能であり、積極的にご検討いただきたい。
- また、「事業再構築補助金」の公募が今月中に開始される見通しとなるなど、3次補正で整備した各種補助制度等が実施段階となっている。事業者の状況に合わせて適切に活用することで、コロナ禍で債務が増大した事業者の経営改善・事業再構築に大変有用になるものと考えており、現場職員を含め制度を十分理解いただき、事業者への周知と積極的な活用を是非お願いしたい。
- また、中堅企業等を含め、財務基盤の強化が必要な事業者には、日本政策投資銀行・商工中央金庫・日本政策金融公庫等による資本金劣後ローンも有効な選択肢の1つとなる。中堅企業等を含め6兆円の事業規模を整備しているところ、足許、十分な資金供給余力がある。
- 事業者への積極的な周知・提案と、同ローン実施に必要な事業計画の策定支援、また、劣後ローン実施のタイミングで、民間金融機関としてシニアローン等の資金を供給することなど、政府系金融機関と緊密に連携した支援の徹底をお願いしたい。

2. 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」について

- 一時支援金については、2月末から登録確認機関の登録が始まっており、3月15日時点で、93行の地域銀行に登録機関として登録申請いただいていると承知しており、感謝申し上げたい。

- 当初、対応可能ブラウザの種別が限られていたため一部金融機関においては登録が実施できなかった、コールセンターの対応振り等が統一していない等の事情があったが、順次改善しているところであり、引き続き、顧客事業者に対する支援の観点からご協力をお願いしたい。

(※) Microsoft Edge、Firefox に対応済み。IE については、サポートが切れることから対応予定なし。

- なお、3月8日にも周知させていただいた通り、一時支援金の担保の設定や差押えの判断にあたっては、事業者の事業継続に支障を来すことがないよう、事業者の状況を踏まえた特段の配慮をお願いしたい。

3. システム障害・IT ガバナンスについて

- 銀行業がシステムと不可分となっている中で、短期間で原因の異なるシステム障害が複数回発生し、個人・法人の利用者に対して、大きな影響を及ぼした。

- 足許のシステム障害発生を見るまでもなく、銀行において IT ガバナンスは極めて重要。今回の事案を踏まえ、各銀行においては、改めて

- ・ システム開発・運用・変更等に際しての対応 (※) が十分か、
(※) 例えば、事前テストの十分性、システムに与える負荷や関連システムへの影響の調査等
- ・ 2線、3線の牽制機能は有効に機能しているか、
- ・ 万が一、障害発生した際、顧客影響を最小限にとどめるための対応策は実効的か、

などを検証し、システムリスク管理態勢の強化とシステムの安定稼働に努めていただきたい。

4. 銀行システム障害と利用者への対応について

- 先般、主要行において、システム障害の発生により、休日に ATM やインターネットバンキングが利用できなくなったほか、キャッシュカードや通帳等が ATM に取り込まれ、長時間にわたり返却がなされなかったなど、利用

者にとって大きな影響を及ぼす事案が生じた。また、影響の範囲や期間は限定的ではあるが、一部の地域銀行においても、同様の事案が生じた。

- 主要行で生じたシステム障害の真因については現在究明中であると承知しているが、今般の一連の障害を踏まえ、各金融機関においては、自行のシステムリスクについて点検をお願いしたい。なお、金融庁としては、システム障害発生リスクを低減させることはもちろんだが、障害が起きることを前提とした上で、障害発生時の連絡体制を含めた復旧対応能力や顧客案内や周知等といった対応もまた重要と考えている点に、ご留意いただきたい。
- 主要行の中には、早速、今回の事案を踏まえて自行の状況を点検し、新たな取扱ルールの検討を行うなどの取組みを行っている事例もあると承知している。

(参考) 今回のシステム障害発生後の金融機関の対応・参考事例

- ・ 今回の事案を踏まえた新たな取扱ルールの検討を行っている事例
- ・ システムの移行・更新作業におけるシステム上の負荷に関する事前検証について、過去のシステム負荷の状況を勘案してテストを実施し、実際の作業についても作業日程や時間帯を考慮して行っている事例
- ・ ATMの仕様を確認するとともに、障害発生時において、ATMにおける取引類型に応じてキャッシュカード等の自動排出機能を定めている事例
- ・ ATM提携先と改めて障害時の顧客対応等について確認を行っている事例
- ・ 休日に障害が発生した場合の本部関係部署への連絡体制や各営業拠点における顧客対応の実効性について再点検を行っている事例

- 地域銀行におかれても、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(※)に監督上の着眼点として記載のとおり、大規模な障害発生時の広報対応等のコンティンジェンシープランについても重要であり、ご確認いただきたい。

(※) II-3-4 システムリスク

- また、全国銀行協会においては、現時点の情報を基にして3月15日に申し合わせを行ったと聞いており、当該申し合わせも踏まえ、必要な点検を行っていただきたい。

5. ドコモ口座等を通じた不正出金事案を踏まえた「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正について

- ドコモ口座等を通じた不正出金事案を受け、令和3年2月26日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部を改正した。パブリックコメントでは、131件のご意見が寄せられたところ、各行からもコメントやご意見をいただいた。ご協力に感謝したい。
- 本改正では、資金移動業者等が提供する決済サービスと預金口座とを連携する際における、連携先と協力したサービス全体のリスク評価の実施、連携時における実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの不正防止策の実施、補償方針の策定・周知、相談態勢の整備等について、監督上の着眼点とすることを記載している。
- 各行においては、本改正において記載された監督上の着眼点や、全国銀行協会策定の「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」を踏まえた対応を着実に履行し、適切な業務運営に取り組んでいただきたい。

6. 銀行間手数料の見直しについて

- 銀行間手数料の見直しに向けては、新たなスキームである「内国為替制度運営費」について、近日中に決定を行うべく調整が進められていると承知している。本件は、全銀ネットを中心に、各金融機関にもコスト調査等の形でご協力をいただき、検討が進められてきたものであり、皆様に感謝申し上げます。
- その上で、銀行間手数料は、金融機関が利用者に振込サービスを提供する上での原価を構成するものと理解している。各金融機関におかれては、今回の見直しの趣旨を十分に踏まえ、これをしっかりと利用者に還元する観点から、振込手数料の在り方について適切にご検討いただきたい。
- また、政府の成長戦略においては、「多頻度小口決済の利便性向上」も掲げられている。この観点からは、少額送金インフラの令和4年度早期の稼働開始に向けた検討が都市銀行等5行を中心に進められているほか、一部金融機関において、月額課金で振込が指定回数無料となるといった仕組み（サ

ブスクリプション) を設けるといった動きがあると承知している。

- 各金融機関においては、今回の銀行間手数料の見直しも一つの契機として、キャッシュレス化といった社会的要請も踏まえ、決済における利用者利便の向上に取り組んでいただきたい。

(参考) 成長戦略実行計画 (令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

第3章 決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備

1. 決済インフラの見直し

(2) 第4次産業革命の進展に伴う決済インフラの構築

①振込手数料の見直し

第4次産業革命の進展に伴い、キャッシュレス決済の利用シーンが拡大する中、決済は多頻度になり、なおかつ少額化している。一方、キャッシュレス決済を提供する店舗への売上の入金も銀行振込によって行われているため、振込手数料の負担がキャッシュレス決済普及の障害となっている。

このため、振込手数料の背景にあるコストの相当部分を占め、40年以上不変である銀行間手数料につき、その見直しを図る。見直しに当たっては、全国的な決済ネットワークインフラを安定的かつ効率的に運営する観点から、全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)(※)が定める仕組みに統一し、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映した合理的な水準へ銀行間手数料の引下げを実施する。

(※) 全銀システムを運営する一般社団法人

②多頻度小口決済の利便性向上

多頻度小口で送金する利用者の利便性向上の観点から、振込金額の多寡にかかわらず振込1件ごとに手数料が発生する料金体系について、利用頻度に関わらず定額で手数料を支払う仕組みも設けるなど、料金体系の多様化を促す。

7. ノウハウ共有プロジェクトについて

- これまでご案内したとおり、現在、金融機関による事業者支援の環境整備・側面支援として創設する、ノウハウ共有サイトの本格稼働に向けたトライアルを実施しており、また、トライアルの実施に先立って、地域金融機関のICT環境について、実態把握を行わせていただいた。

- その結果、環境整備を進める金融機関が見受けられる一方、全体的に見ると整備途上にある状況が明らかとなった。
- ノウハウ共有サイトへの積極的参加の後押しや、コロナ感染症による対面が抑制される中、「新しい日常」に適応した利用者利便等の観点からも、情報セキュリティの確保を踏まえた上での ICT 環境向上に向けた取組みを是非よろしくお願いしたい。

8. 有価証券運用のモニタリングについて

- 地域銀行を取り巻く経営環境は、昨年3月に比べれば、足許、株価は上昇しているが、低金利の継続などにより、厳しい状況が続いている。
- こうした中、多くの地域銀行では、一定の収益を確保するため、有価証券運用において、リスクテイクを拡大する動きもみられる。こうしたリスクテイクの拡大には、経営陣の適切な関与のもと、ポートフォリオマネジメントをはじめとした相応しい管理・運用体制等が強く求められる。
- 金融庁としては、そうした傾向のある先に対して、持続可能なビジネスモデルの確保の観点から、有価証券運用の実態把握を目的とした検査を実施していく。

9. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 本年も、各金融機関の取引実態や態勢整備の状況、対策の有効性等を定期的に確認し、リスクに応じたモニタリングに活用していくため、3月末時点の定量・定性情報について、ご報告をお願いしたい。なお、今回、報告内容を以下のとおり変更する。
 - ・ 在留外国人との取引状況や継続的顧客管理に向けた各種取組みの進捗状況等、に関する質問項目を追加
 - ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改正（令和3年2月19日）を踏まえた修正

10. FATF によるリスクベース監督に関するガイダンスの公表について

- FATF（金融作業部会）では、3月4日、リスクベース監督に関するガイダンスを公表した。本ガイダンスは、リスクベースに基づくマネロン監督の重要性について、世界の問題意識を示したものであり、こうしたガイダンスがこのタイミングで公表されることは、全世界でマネロン監督の強化が重要課題であると意識されていることを示している。
- 金融庁としても、リスクベース・アプローチを基本的な考え方とする「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を平成30年2月に公表し、本年2月に2回目の改正を行うなど、マネロン対策に係る施策を強化してきたところ。本ガイダンスは、こうした取組みと軌を一にするもの。
- 金融庁では、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動することとしている。本ガイダンスでも、オンサイトかオフサイトかといった監督上の形式面の違いを強調するのではなく、リスクに応じて適切な監督ツールを組み合わせ、リスク低減という監督上の成果を確実にあげることが重要としている。
- また、テクノロジーの活用についても言及がなされている。金融庁としては、AI を活用したシステムを構築し、各金融機関が共同利用することによりマネロン対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行っているところ。今後も、テクノロジーを効果的に活用したマネロン対策の効率性・実効性の向上について、官民双方で考えてまいりたい。
- 金融庁としては、本ガイダンスも踏まえ、引き続きリスクベース・アプローチに基づくマネロン監督を深化させる所存であり、皆様におかれてもご対応をよろしくお願いしたい。

11. 認知症や要介護の方への金融サービスの提供について

- 全国銀行協会において、昨年3月に「預金者ご本人の意思確認ができない

場合における預金の引出しに関するご案内資料」を作成・公表されているが、各金融機関においては、顧客の事情等を適確に把握のうえで、こうした資料も積極的に活用しながら、顧客に寄り添った対応が行われるよう、改めて周知等をお願いしたい。

12. LIBOR 公表停止時期の明確化及びシンセティック円 LIBOR 構築に関する今後の対応について

- 3月5日、LIBOR 運営機関は、米ドルの一部（1、3、6、12 か月物）は 2023 年 6 月末、それ以外は本年 12 月末をもって LIBOR の公表を停止する旨、公表した。
- 同日、英国金融行為規制機構（FCA）が、日本円の一部（1、3、6 か月物）は、2022 年 1 月以降の 1 年間に限り、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR（いわゆるシンセティック LIBOR）を構築することについて、市中協議を行うと表明。
- 金融庁及び日本銀行は、3月8日、本邦における今後の LIBOR からの移行対応、及びシンセティック円 LIBOR に対する考えを示した文書を金融機関宛に発出した。

13. サステナブルファイナンス有識者会議における議論の状況について

- 本年 1 月の初回会合以降、第 2 回では「企業による気候関連開示の充実」、第 3 回では「金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供」について議論してきた。
- 第 4 回（3月2日）会合では、「金融機関によるサステナブルファイナンスの推進」について、有識者、金融実務者（銀行、保険）からのプレゼンテーションに続き、これまでの金融界の取組みを踏まえ、金融機関に期待される事業評価等の役割や、金融機関自身の気候変動リスク管理など、幅広い議論を行った。

（以 上）